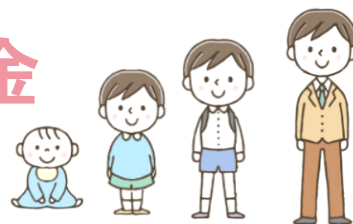




令和5年度 物価高騰対応給付金 【こども加算】



こども加算とは

低所得世帯向けの給付金（非課税世帯又は均等割のみ課税世帯）を受給された世帯に18歳以下の児童がいる場合に支給する給付金です。

支給対象

①～③の条件を
全て満たす場合が
該当になります

- ① 令和5年12月1日に千代田町に住民登録がある
- ② 低所得世帯向けの給付金を受給した
※1
- ③ 生計が同じ対象児童（18歳以下の児童）がいる
※2

※1 価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・7万円）又は
物価高騰対応給付金（均等割のみ課税世帯・10万円）

※2 18歳以下の児童（平成17年4月2日～令和6年4月1日の間に生まれた子）

支給金額

対象児童1人あたり 5万円 ※給付金を受給した口座へ振込みます

手続き

手続き
不要

該当者には低所得世帯向けの給付金を受給後に
【こども加算給付金の支給決定通知】を送付します。

口座を変更したい、辞退したい、対象児童を扶養していない等に
該当する場合は通知を受け取った後にご連絡ください。

初回の方には
既に発送済

手続き
必要

- ・対象児童が令和5年12月2日以降に生まれた
 - ・対象児童が離れて暮らしている
 - ・令和5年12月1日以降に離婚をし、対象児童と同じ世帯
- 上記に該当する方は給付の対象になる可能性があります。
手続きをしないと給付金は受給できません。
該当すると思われる場合は、ご連絡ください。

申請期限

令和6年5月31日（金）まで

給付金の振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！



不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ先

千代田町物価高騰対応給付金係

TEL 0276-86-7000

（千代田町総合保健福祉センター内）

平日 8:30～17:15（土日・祝祭日を除く）

